

平成 24 年 6 月 20 日

航海用レーダー等 R2, R3 認定事業場
整備責任者 殿

一般社団法人 日本船舶電装協会

「AIS 専用試験器の取得」について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素、当協会の事業につき、ご協力を賜り御礼申し上げます。

本文書は、6 月 7 日付文書の改訂版です。(下線部がその後明確になった部分です。)

本年 7 月 1 日より、船舶自動識別装置 (AIS) に新たに IMO の「年次検査」が適用になります。それに伴い、今後の AIS の検査項目に「専用試験器」による項目が追加されます。

レーダー認定事業場 (R2 または R3) の資格要件となりますので取得準備をお願いいたします。

まもなく「検査の方法の改正」が国土交通省より公布される予定です。その中の「附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明」の別記 5 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 に追加されるものです。

試験器の機能としては、

- ① チャンネル 70 で、被検査 AIS へポーリングを行い、その応答を受け取れるもの
- ② 被検査 AIS からのデータを読み取れるもの
- ③ 被検査 AIS へデータを送れるもの
- ④ 仮想船舶が設定でき、被検査 AIS へポーリングを行い、その応答を受け取れるもの が必要です。

~~さらに、チャンネル 70 でのポーリング機能を有する AIS (国外) に対しては、その機能を検査することが要求されています。(IMO の基準を誤解しておりました。)~~

既に、外国では携帯型試験器が市販されています。国内でも入手可能ですが、現時点では国産品はありません。

現時点での輸入販売先：海外技術(株) Tel : 045-664-7318

~~これらの検査は、被検査 AIS とは別の AIS で行うことも可能ですので、その形態を「専用試験器」とすることも考えられます。(①の試験ができません。)~~

試験器の技術的詳細は、AIS 供給メーカーまたは電装協会までお問い合わせ下さい。

当然、整備記録、整備基準も変更になりますので、「社内装備・整備基準」も変更が必要ですが、この件につきましては、追って御連絡致します。